



島根県報

令和3年10月29日（金）

第 256 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	（産 業 振 興 課）	3

【告 示】

島根県保健医療計画の変更	（医 療 政 策 課）	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	5

【公 告】

公共測量の終了（2件）	（技 術 管 理 課）	6
-------------	-------------	---

【特定調達公告】

可搬型モニタリングポストの購入に係る随意契約の相手方等	（原子力安全対策課）	6
島根県データセンターサービス提供業務の調達に係る随意契約の相手方等	（情 報 政 策 課）	7
統合宛名管理システム構築・運用保守業務の調達に係る随意契約の相手方等	（ ” ）	7
県立学校校内LAN無線アクセスポイント増設業務（その1）に係る随意契約の相手方等	（教 育 施 設 課）	8

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		9
---	--	---

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第125号）

1 規則の概要

地方機関の組織改正を次のように行うこととした。

部	事務所等	改正の概要
土木部	雲南県土整備事務所	業務部に災害用地課を設置 土木工務部の災害工務スタッフを廃止し、災害工務課を設置

2 施行期日

令和3年11月1日から施行することとした。

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第126号）

1 規則の概要

(1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額
X線回折装置	1時間につき 2,480円
示差熱-熱重量同時測定装置	1時間につき 780円
ポットミル粉砕機	1時間につき 140円
電気炉	1時間につき 190円
大型電気マッフル炉	1時間につき 120円
高速振動試料粉砕機	1時間につき 110円
微量サンプル粘度計	1時間につき 70円
電気化学インピーダンス測定装置	1時間につき 210円
実体顕微鏡	1時間につき 140円
精密低速切断機	1時間につき 50円
小型電解研磨機	1時間につき 90円
3磁界軸電磁波計	1時間につき 50円
高抵抗率計	1時間につき 50円

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額
マイクロプレートリーダー	1時間につき 380円
ガスクロマトグラフヘッドスペース分析システム	1時間につき 970円
真空押出機	1時間につき 100円

(2) 行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第1号・様式第3号—様式第10号、様式第12号関係）

2 施行期日

令和3年11月1日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第125号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第64条第2項の表雲南県土整備事務所の部業務部の項中「用地課」の次に「、災害用地課」を加え、同部土木工務部の項中「災害工務スタッフ」を「災害工務課」に改める。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第126号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

高分解能分析走査電子顕微鏡	1時間につき	4,560円
---------------	--------	--------

を

高分解能分析走査電子顕微鏡	1時間につき	4,560円	に、
X線回折装置	1時間につき	2,480円	
示差熱-熱重量同時測定装置	1時間につき	780円	
ポットミル粉砕機	1時間につき	140円	
電気炉	1時間につき	190円	
大型電気マuffle炉	1時間につき	120円	
高速振動試料粉砕機	1時間につき	110円	

動的接触角計	1時間につき	60円	を
--------	--------	-----	---

動的接触角計	1時間につき	60円	に、
微量サンプル粘度計	1時間につき	70円	

万能シェーカー	1時間につき	50円	を
---------	--------	-----	---

万能シェーカー	1時間につき	50円	に、
電気化学インピーダンス測定装置	1時間につき	210円	

実体顕微鏡	1時間につき	140円
-------	--------	------

「

マイクロメータ（ワイヤレス通信付き）	1時間につき	50円
--------------------	--------	-----

を

「

マイクロメータ（ワイヤレス通信付き）	1時間につき	50円
精密低速切断機	1時間につき	50円
小型電解研磨機	1時間につき	90円

に、

「

インピーダンスアナライザ	1時間につき	370円
--------------	--------	------

を

「

インピーダンスアナライザ	1時間につき	370円
3磁界軸電磁波計	1時間につき	50円
高抵抗率計	1時間につき	50円

に改める。

別表第1の2の表中

卓上型真空包装機	1時間につき	50円
----------	--------	-----

を

「

卓上型真空包装機	1時間につき	50円
マイクロプレートリーダー	1時間につき	380円
ガスクロマトグラフヘッドスペース分析システム	1時間につき	970円

に、

「

高温電気炉	1時間につき	270円
-------	--------	------

を

「

高温電気炉	1時間につき	270円
真空押出機	1時間につき	100円

に改める。

様式第1号及び様式第3号から様式第7号までの様式中「㊤」を削る。

様式第8号中「分析等依頼申請書」を「分析等依頼書」に改める。

様式第9号、様式第10号及び様式第12号中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に

残存するものうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第651号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、島根県保健医療計画（平成30年島根県告示第173号）の一部を変更したので、同法第30条の4第18項の規定により告示する。

なお、変更後の計画は、島根県ホームページに掲載する。

令和3年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第652号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない松江東川津店・ドラッグストアウェルネス東川津店
島根県松江市下東川津町字塚田503番1外26筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770番地
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役 村上 正一 広島県広島市西区井口明神
1-1-10

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) J A 三井リース株式会社 東京都中央区銀座八丁目13番1号 代表取締役社長 新分 敬人

(変更後) 株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 広島県広島市西区井口明神1-1-10 代表
取締役 村上 正一

(4) 変更の年月日

令和3年10月18日

2 届出年月日

令和3年10月18日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年9月30日に終了した旨雲南県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年3月10日から同年9月30日まで

3 作業地域

雲南市大東町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年9月30日に終了した旨雲南県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年2月17日から同年9月30日まで

3 作業地域

雲南市三刀屋町

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島

根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和3年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
可搬型モニタリングポストの購入 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年9月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所中国支社 支社長 丸谷 雅彦 広島県広島市中区袋町5番25号
- 5 随意契約に係る契約金額
46,750,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和3年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県データセンターサービス提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年9月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社マツケイ 代表取締役社長 名原 厚 島根県松江市乃木福富町735番地211
- 5 随意契約に係る契約金額
86,296,320円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島

根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和3年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
統合宛名管理システム構築・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年9月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社シーイーシー 代表取締役 大石 仁史 神奈川県座間市東原五丁目1番11号
- 5 随意契約に係る契約金額
75,168,467円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和3年10月29日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

- 1 件名及び数量
県立学校校内LAN無線アクセスポイント増設業務(その1) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年10月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社えすみ松江営業所 所長 藤原 達哉 島根県松江市西嫁島町三丁目2番13号
- 5 随意契約に係る契約金額
42,064,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第3号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年11月1日から施行する。

令和3年10月29日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

マタニティヨガ参加料の項の次に次の1項を加える。

骨盤ケア指導料

基本指導 1回につき 1,730円

基本指導及びセルフケア指導 1回につき 3,460円